

# 裁判員裁判 レポート

## 刑事弁護委員会との 共催研修のご報告

当体会員 大藪 昌平 (67期) ●Shouhei Ozono



イラスト 高橋 尚子 (当体会員)

### 1 はじめに

平成29年7月4日、当会の刑事弁護委員会と裁判員センター共催の研修（以下「本研修」と言います。）が開催されました。

本研修は、裁判員裁判対象事件（以下「対象事件」と言います。）と裁判員裁判非対象事件（以下「非対象事件」と言います。）で共通する弁護活動のポイントがあるのではないかと、対象事件であっても非対象事件であってもやるべき弁護活動は同じである、という考えから企画がスタートしました。裁判所も対象事件と非対象事件の間で審理の在り方に違いがあるのは良くないという認識を持っていると聞きます。本研修は、対象事件であるかどうかに関係なく弁護活動を向上させていくために役立てたいというのが狙いでした。

企画段階において、裁判員センターの主催する研修だと、対象事件を担当する機会がないという会員がなかなか参加してくれないのではないかと、という懸念がありました。現に、裁判員センターが主催する研修に参加する会員の多くは対象事件名簿登載者です。しかしながら、今回刑事弁護委員会と共催することで、多くの会員に参加していただくことができ、共催することの大きな意義がありました。

本稿では、当日に参加することができなかった会員のために、本研修の概要をお伝えしたいと思います。

### 2 改正刑訴法について

#### 1 概要

まず、改正刑訴法の講義が行われました。皆さんもご存じのとおり、平成28年5月に刑訴法等の一部を改正する法律が成立しました（以下この改正を「本改正」と言います。）。本改正は、証拠開示の拡充、裁量保釈の考慮事情の明文化、司法取引など実務に影響を及ぼす重要なものばかりです。本研修では、既に施行されている証拠開示の拡充および裁量保釈の考慮事情について説明がありました。本稿でも簡単にご紹介したいと思います。

#### 2 証拠開示の拡充について

##### (1) 公判前整理手続請求権の付与

本改正で大きく変わったことの1つとして、当事者に公判前整理手続請求権が付与されたことが挙げられます。これまで対象事件においては必ず行われていた公判前整理手続ですが、非対象事件では、裁判所に公判前整理手続に付するように職権発動を求められることができなかった。しかしながら、本改正により、当事者が積極的に公判前整理手続を行うように求めることができました。公判前整理手続に付されることで、類型証拠開示請求、主張関連証拠開示請求が可能となります。これら証拠開示請求は、弁護活動の中でも特に重要です。現在、東京地裁においては、公判前整理手続に付するように請求がされた事件については、公判前整理手続に付

されることが多いようです。正確な統計ではありません。

## (2) 証拠一覧表の交付について

公判前整理手続に付されると、弁護人が証拠一覧表の交付を請求すれば、当該事件に関して検察官が保管する証拠の一覧表の交付を受けることができます。証拠一覧表には、当該事件に関して検察官が保管する証拠が記載されます。そのため、検察官がどのような証拠を持っているのかを知ることができ、証拠開示漏れがないかを確認することができます。

証拠一覧表に載るのは当該事件に関して検察官が保管する証拠のみです。そのため、警察の下にあって送致されていない証拠は証拠一覧表には載りません。一方で、類型証拠開示請求により開示対象となる証拠は、「必ずしも検察官が現に保管している証拠に限られず、当該事件の捜査の過程で作成され、又は入手した書面等であって、公務員が職務上現に保管し、かつ、検察官において入手が容易なものを含む」（最三小決平成19年12月25日）とされているため、類型証拠開示請求をしてみると証拠一覧表に載っていない証拠が開示されることがあります。したがって、証拠一覧表に載っている証拠の開示を受けさえすれば開示漏れはない、という判断をするのは適切ではありません。類型証拠開示請求を行い、さらに場合によっては証拠開示命令請求する必要があります。また、検察官が事実上見ているだけの証拠については証拠一覧表に載らない可能性があります。例えば、共犯事件の場合に、検察官が当該被告人の事件の捜査のために共犯者の事件の証拠を取り寄せていない限りは、共犯者の事件の証拠は『検察官が保管する証拠』には該当しないと主張されることが想定されます。このように、証拠開示の対象となる「証拠」と証拠一覧表に記載される「証拠」は必ずしも一致しないことを頭に入れておき、必要な場合には証拠一覧表に記載されていない証拠の開示を求めることが重要です。

## ③ 裁量保釈の考慮事情について

次に、裁量保釈の考慮事情が明文化されました。これまで実務で皆さんが主張されておら

れた事情が明文化され、これにより、裁判所に対して裁量保釈を求める際、条文にひきつけた主張を行うことができるようになりました。

## 3 パネルディスカッション

### ① 概要

本研修は、架空の事案をもとに、捜査から公判までの各場面の弁護活動のポイントをパネルディスカッションするという方式で行われました。パネルディスカッションは、ベテラン会員、中堅会員、若手会員2名で行われました。

今回の事案は、痴漢の否認事件でした。痴漢事件の否認には、事件そのものが被害者の勘違い、もしくはでっちあげである場合や、手が触れたかもしれないが故意がない場合（事件性否認）、事件は本当だが犯人ではないという場合（犯人性否認）があります。本研修ではいずれの主張もあり得るものでした。受講する会員が事件性否認を主張するか、犯人性否認を主張するかを考えるとところからスタートしました。

少し横道にそれますが、刑事裁判においては、ケースセオリーを意識するようによく言われます。ケースセオリーとは、「当事者の一方からする事件についての説明である。」（日本弁護士連合会＝編「法廷弁護技術」第2版）と言われています。ケースセオリーは、弁護人側からする事件の説明ですから、それ自体が説得的でなければなりません。ケースセオリーが説得的でないと、裁判官はもちろん裁判員を説得することはできません。これは当然非対象事件でも同じです。事件性否認であるのか、犯人性否認であるのか、というのもケースセオリーの一部です。弁護方針を考える上では、ケースセオリーが極めて重要です。本研修において、ケースセオリーをどのように構築していくのかという部分に深入りすることはできませんでしたが、裁判員センターでは、ケースセオリーを考える、という研修も実施していますので、ご興味がある方はぜひそちらの研修の受講もご検討ください。

### ② 捜査段階の弁護活動について

本研修は、当番要請から初回接見に行った

ところから議論をスタートさせました。捜査段階の弁護活動で大事なことはなんといっても身柄の解放です。特に、痴漢事件の場合、勾留させないということは十分に獲得可能な目標です。

では、具体的にどのようにすれば良いのでしょうか。研修で議題に挙がった部分について少しご紹介したいと思います。

### **(1) 初回接見ではどのようなことを聞く？**

痴漢事件の場合、勾留が却下されるというのはそれほど珍しいことではなくなってきているようです。しかしながら、何もしなくていいわけではありません。初回接見で必要なことを聴き取り、その上で必要な資料をそろえる必要があります。どれだけ多くの疎明資料を集められるかが勝負になります。

初回接見では、身柄の解放のために必要な情報（家族構成・住居・職業等）を聞き出し、家族と連絡を取り、身元引受書などの書類を作成してもらうことになります。

### **(2) 取調べでは話をする？**

身柄を解放されたとしても、在宅捜査に切り替わるだけで取調べ対応は必要になります。取調べで供述するかどうかは非常に重要なポイントです。よく言われるのが、供述することにメリットがあるかどうかで供述するかを決めるということです。本研修においても、パネラーから同趣旨の発言がありました。会場からは、否認しているということは捜査官に被疑者から明確に伝えるべき、あるいは、弁護人から捜査官に伝えるべきという意見もありましたが、初期の段階で供述することの危険性を指摘する意見もありました。どの段階でどの程度の供述をするべきかは非常に悩ましい問題ですが、事案に応じて弁護人の責任の下に助言をするべきであり、黙秘の助言をする場合であっても、弁護人が被疑者から十分に事情を聴き取り、できるだけ供述の保全や裏付けの確保を進めておくことが重要になります。

### **3 公判前整理手続における弁護活動について**

本事案は、否認事件ですから、当然公判前整理手続を請求するべきです。公判前整理手

続請求がされると、公判前整理手続に付すかどうかを決めるためという理由で法曹三者での打合せが実施されることが多いようです。打合せといっても、裁判所から当事者に質問がなされ、答えを求められることも多いようですから相応の準備をしてから臨む必要があるようです。

請求証拠が開示されれば、証拠一覧表の交付を受け、類型証拠開示請求をし、必要があれば主張関連証拠開示請求をしていくこととなります。

## **4 公判での弁護活動について**

### **(1) ケースセオリーの確定**

証拠開示を受け、依頼人と十分な打合せを経て、ケースセオリーを確定していくこととなります。

ケースセオリー確定のためにどのようなプロセスを経るのか、という点について、本稿でも簡単にご紹介したいと思います。

#### **ア 事実の収集**

依頼者から事情を聴取し、検察官から証拠開示を受け、弁護人自身でできる証拠収集をします。その上で、どういう事実関係であったのかを明らかにする作業をします。

#### **イ 事実の検討**

証拠上明らかとなった事実の中には、事件と関係あるものとならないもの、重要であるものとそうではないものを選別するという作業をします。そして、その作業をしたのち、ベスト3まで絞るという作業をすることもあります。このような作業をすることで、当該事件にとって重要な事実だけが残ります。一方で、ベスト3まで絞るという作業をすべきかどうかについても議論があり、やるとしてもケースセオリーを確定した後にやるべきであるとの意見もあります。ここで注意していただきたいのは、重要な事実だけを説明できるケースセオリーを立てれば良いというわけではないということです。検討の結果、事件に無関係または重要ではない事実であっても、説明が必要となる場合もあります。そのため、単に重要な事実を説明できればそれで万全ということにはなりません。

## ウ 論告の予想

事実の検討をしたのちは、非常に優れた検察官であればどのような論告をしてくるか、優れた裁判員であればどのようなことを指摘してくるのかを予想します。非常に優れた検察官の論告等を予想することで、これら乗り越えるためにすべき弁論を検討していくこととなります。

## エ 証拠の議論の仕分け

検察官が挙げてくる事実について、当該事実の存否を争うのか、事実は争わないが、検察官が主張する推認過程を争うのか、その両方とも争わないかという点を決めていきます。

## オ ストーリーの見直し

以上の検討を経て、当該事件がどのような事件であったか、というストーリーの検討をしていくこととなります。

### (2) 最終弁論の作成・尋問事項の検討

ケースセオリーが確定したところで、最終弁論を書いてみるのが重要です。最終弁論を書いてみることで、反対尋問で聞くべき事項は何か、被告人質問で話してもらう事項は

何かを確認していきます。そして、反対尋問事項、被告人質問事項を検討していくこととなります。

そして、最終弁論を作成したのちは、誰かに聞いてもらい、意味が伝わりづらいところがあれば修正していくという作業が必要となります。何度かそのような作業を繰り返していくことで、最終弁論を完成させていき、本番を迎えるということとなります。

## 4 おわりに

裁判員裁判と聞くと特別な技能が必要であると感じる方も多いと思いますが、対象事件であるか非対象事件であるかにかかわらず、やるべき弁論活動は同じです。裁判員センターと刑事弁護委員会はそれぞれ蓄積してきたノウハウを共有し、研修を通じて会員の皆様に還元できればと考えています。今後も共催研修を開催していきますので、ぜひ受講していただき、弁論活動の一助となればと思います。

■

## 会員のみなさまへ

### 育児期間中の会費が免除されます！ (育児に従事することが免除要件となります)



男性女性問わず、会員が育児と弁護士業務を両立することを支援するため、育児中の会員のみなさまに対して、育児期間中の会費を免除する制度があります。平成29年7月末現在、895名の会員から申請を受け付けました。制度内容は以下のとおりですので、該当の会員の先生におかれましては、どうぞご利用ください。

#### 《制度内容》

- ◆ 免除対象者  
満2歳に達するまでの子を有する会員。子は、会員との親子関係があれば足り、養子を含みます。
- ◆ 免除内容  
6か月間の当会一般会費免除(子が満2歳に達するまでの連続した6か月を任意に指定できます)。子が満2歳に達するまでに申請があれば、既に納めた会費の還付申請もできます。
- ◆ 免除要件  
子の育児に従事し、免除期間終了後に育児報告書を提出。(上記報告書は、ホームページ等で公開されることがあります。)

- ◆ 申請方法  
子が満2歳に達するまでに申請書、子の出生を証する書面および会長の定める誓約書(子の育児に従事すること、免除期間終了後に育児報告書を提出することを内容とする)を提出して申請してください。
- ◆ 申請書入手方法  
申請書は、会員サービスサイトで入手していただくかまたは事務局にお問い合わせください。
- ◆ 受付方法  
持参、または郵送で総務課宛に書類をご提出ください。

\* その他詳細につきましては、Q&A(会員サービスサイト「書式・マニュアル」に掲載)でご確認ください。  
お問い合わせ先 総務課 (TEL: 03-3581-2258 / FAX: 03-3581-3337)